

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会報告（概要）

1 はじめに

（１） 委員構成

小野崎助役（委員長） 松谷助役（副委員長） 飯沼収入役
後藤行政管理部長 下野総括審議監

（２） 委員会開催日程

平成16年4月1日～平成16年5月7日まで（10回）

（３） 調査対象期間

騒音規制法、振動規制法に係る特定施設の設置届出書を受理した昭和61年8月2日
日から警察当局の捜査の入った平成16年3月10日まで

（４） 調査対象部局及び関係根拠法

環境事業部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
人・自然共生部	大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法及び ダイオキシン類特別措置法
まちづくり推進部	都市計画法及び建築基準法
農林振興部	森林法
経営管理部	

（５） 調査の方法

調査対象部局から当時の行政対応又は状況を示す資料（航空写真、字絵図、文書等）
を提出させ、これらを分析するとともに、現担当者より聴き取りを行なった。

2 主な本事案の経過

市の行政の対応、善商の対応、産業廃棄物の堆積の状況及び問題点の洗い出しを時系列に

整理し、主な本事案の経過とした。

なお、行政の対応及び善商の対応の詳細については、別添（調査により確認された事実）を参照

3 行政の対応の問題点

- (1) 産業廃棄物行政の甘さ
- (2) 市民の情報提供に対する的確な対応不足
- (3) 職員の認識不足
- (4) 関係部局間の連携不足
- (5) 県行政（森林法、廃掃法）との連携不足
- (6) 警察との連携不足

4 おわりに

委員会は、これまで資料等により事案の経過及び事実確認並びに問題点の洗い出しの調査を行ってきた。

今後設置される第三者による検証のための委員会において、本報告が精査されるとともに、二度とこのような事案が起こることのないよう再発防止のための方策の提言がなされることを期待している。